

11月は「建設業取引適正化推進月間」です！

国土交通省 土地・建設産業局建設業課

◎ 1. 趣 旨

建設業における取引の適正化については、従来から、建設業法の厳正かつ適正な運用により、法令の遵守指導等を通じ、その推進を図ってきたところです。

しかしながら、依然として建設業の請負契約における不適切な取引が指摘されていることから、建設業の健全な発達を促進するため、建設業取引の適正化をより一層推進する必要があります。

このため、平成25年度においても、11月を「建設業取引適正化推進月間」（以下「月間」という。）として、建設業の取引適正化に関し集中的に法令遵守に関する活動を行うこととしました。

◎ 2. 期 間

平成25年11月1日～30日

◎ 3. 主 催

国土交通省、都道府県

◎ 4. 実施内容

(1) 建設企業等を対象とした講習会等の開催

都道府県単位を原則とし、地方整備局等と都道府県（以下「各許可行政庁」）が連携あるいは独自に建設業法に関する講習会等を開催します。

(2) 立入検査等の実施

月間期間以外の立入検査に加え、各許可行政庁ごと又は各許可行政庁が連携し、立入検査等による指導を行います。立入検査に当たっては、社会保険等の加入状況の確認等も併せて実施します。

(3) ポスターの配布・掲示等

国土交通省（本省、地方整備局等）、都道府県、市区町村において、月間ポスターを掲示します。また、建設業関係団体にポスターを配布し、会員企業への配布・掲

示を依頼します。

(4) 機関誌、ホームページ等を通じた広報

取引の適正化に関する啓発並びに月間の普及のため、国土交通省において、月間の実施等について報道発表等により広報を行うとともに、業界団体等の機関誌等に月間の実施について掲載を依頼します。

また、地方整備局等及び都道府県において、ホームページや各種媒体を活用し、月間の実施等について広報を行います。

(5) 中小企業庁等との連携

「下請取引適正化推進月間」事業（中小企業庁及び公正取引委員会主催）との連携（講習会等の周知）、中小企業庁との合同立入検査による指導等を実施します。

(6) その他

平成26年4月より消費税率の引き上げが決定された場合には、上記実施内容の中で消費税転嫁対策の周知徹底も図ります。

このほか、地方整備局等及び都道府県において自主的な事業の実施に努めます。

※講習会等の開催については、各地方整備局等のホームページ等でお知らせする予定です。詳細につきましては、最寄りの地方整備局等へお問合せ願います。

